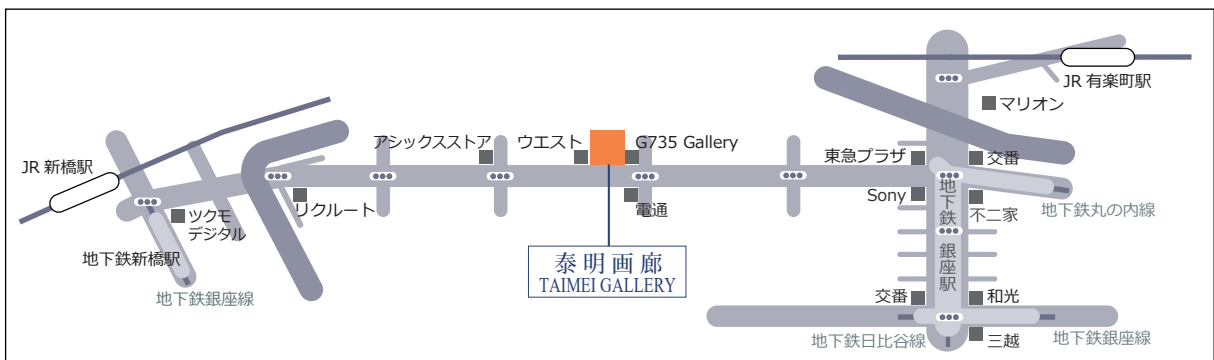
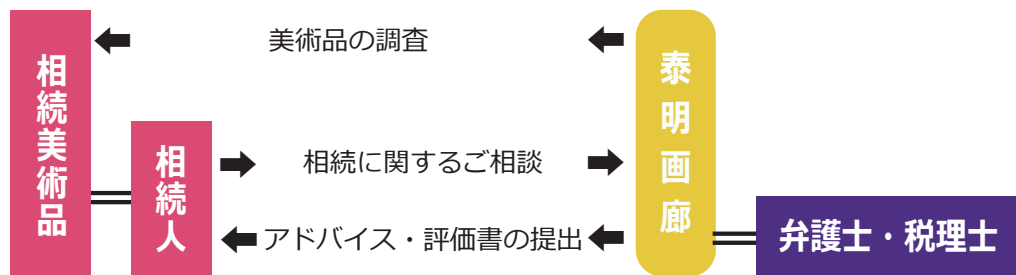


## ◆ 美術品の相続・生前贈与

「美術品の相続」・「美術品の生前贈与」に関しては、美術品等に係る税制優遇措置として所得税において譲渡・寄付における優遇措置が認められたり、相続税において国等に寄付した財産について非課税となったり、また物納制度などがあります。

一例として、文化庁の制度である「登録美術品制度※」では、相続税の物納などが認められるケースもあります。（この登録美術品制度では、登録の際に美術品の真贋と評価額の算出に専門的な知識が必要です。）

泰明画廊は相続等の美術品に関して、制度の活用やその他税制面での相談を弊社の顧問弁護士・税理士を交えて、専門スタッフが対応し評価・査定の上、さまざまな面でのアドバイスをいたします。



泰明画廊へのお問い合わせ



03-3574-7225



03-3573-5737



〒104-0061 東京都中央区銀座7-3-5  
 ヒューリック銀座7丁目ビル 1階



info@taimei-g.com



http://taimei-g.com/

平日 10:00 - 19:00 土曜 10:00 - 17:00  
 日曜、祝日、その他指定日（年末年始・お盆休み等）休廊  
 ※展覧会期間中は変更になることがあります。

東京をアートの発信地に！

TAIMEI GALLERY & TOKYO